

第19回 自治基本条例策定分科会まとめ

1, 前文について

- ①前文8行目「市民と市の権利や責務」→「市民の権利と市の責務」
・仮に表記するとしても、「市の権利」ではなく「市の権限」であろう。

○検討結果

- ・「市民の権利と市の責務」とする。

- ②「日本の中央部に位置し」を削除

- ・地理的魅力の発信には中途半端

○検討結果

- ・「日本の中央部に位置し」を削除する。

- ③「～豊かな自然に囲まれ、縄文～」

- ・4行の文節が長過ぎる

○検討結果

- ・「～豊かな自然に囲まれています。また縄文～」とする。

- ④「海津市・・・明らかにし」までを削除

- ・～し、～し文章が分かりにくい

○検討結果

- ・「市民の意思と責任において」を削る。

- ⑤「私たちの海津市は、日本の道路交通網の中心にあり、西に養老山地の扇状地と揖斐川と長良川の清流囲まれた平野に位置して、歴史と伝統が息づく豊かなまちです。

今日、時代の流れで産業技術の急速な発展により、社会形態（就業・生活）が大きく変化してきました。少子化・高齢化社会や環境問題にも配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係とはどうあるべきかが問われています。

こうした背景のもと、地の利を生かしつつ時代に対応したまちづくりが必要です。自治における成熟した市民の権利や責務を明らかにして、市の将来像である“協働が生み出す 魅力あふれるまち 海津”の実現を確実なものとするため、ここに自治基本条例を策定します。」

・注) 機械・電気・コンピュータ・通信・制御技術等の発展により工業をはじめ農業・商業・家庭・医学・看護等のあらゆる分野の社会形態に変化が進んでいます。

- ・前文の提案

○検討結果

- ・大幅な変更は行わない。

2, 第2条 定義について

第2項 「市民が主体的に」 → 「市民が自主的に」

○検討結果

- ・修正なし

3, 第3条 基本原則について

第3号 「対等な協働関係」 → 「協働関係」

- ・三者が「対等」であるか論議のある点である。

第6条第1項 「市長は、市民の信託に応え」

第8条第1項 「市議会は、市民の信託を受けた議事機関として」

○検討結果

- ・「対等」を削る。

4, 第5条 市民の責務について

全て削除（2名）

- ・第4条で市民の市政に参画する権利を明記しているので、あえて「関わらなければならない」と義務として表記する必要はない。
- ・蛇足ではあるが、第2項は、日本国憲法第13条の読み違いである。
- ・第3項は、既に述べたように権利と義務の関係の誤解である。
- ・市民のための条例であり、市民への責務を課すことは不要。解説に削除理由を入れることで理解される

○検討結果

- ・第1項文末「関わらなければならない。」及び第2項文末「してはならない。」を柔らかい表現に変更する。
- ・第3項を削る。

5, 第7条 職員の責務について

第1項 「職員は、市全体の奉仕者である」 → 「職員は、市民全体の」

- ・条文骨子案の中で「市」が「市民」とは区別されて「執行機関」「行政機関」との意味で使用されている。よって、文意を明確にする為に変更した。

○検討結果

- ・第1項「市」を「市民」に変更する。

6, 第10条 市議会議員の責務について

第1項 「公共の福祉のため活動しなければならない」 → 削除

- ・「公共の福祉」の意味が不明。

・第20条第1項によれば、「市」の活動である。

○検討結果

・第1項「公共の福祉のために～」を「常に市民全体の福利を念頭に置き行動しなければならない。」に変更する。

7, 第11条 市民自治協議会について

条文修正なし。「一つの地域は、複数の市民自治協議会に属することができない」の扱いを解説に入れて欲しい

一地域で複数の活動目的（テーマ）がある場合、構成メンバーや区域も異なり、対処方法を示唆して欲しい

○検討結果

・条文修正はなし。

8, 第12条 市民自治協議会の役割等について

第3項 変更案「市民自治協議会は、市の計画策定および変更について、調査審議し、市長に意見を提出することができる。」

・市民自治協議会は、無条件に市長に意見を提出できることを保障する。
協議会の権能・意義を高める。

○検討結果

・第3項「市長」を「市民自治協議会」に変更し、「市長の求めに応じ、調査審議し、」を削る。

9, (意思決定過程の情報共有)→明記する

○検討結果

・第4条第3項に記載済み。

10, 第25条

①「市民および市」→「市」

○検討結果

・「市民及び」を削る。

②「個人情報の保護に努めなければならない」→「個人情報を保護しなければならない」

・個人情報を保護する義務のある者は、情報を収集する立場にある行政や企業である。市民はむしろ情報開示を求める者である。よって、「市民」を入れるべきではない。

・さらに「市」に課せられたものは、努力義務ではない。

・市民自治協議会において、情報保護をうたうとすれば、別途定めればよい。

○検討結果

- ・「保護しなければならない」と変更する。

*総務課の意見から、文末を「です・ます」に変更する。